

長 期

群交企第262号

平成22年6月29日

各 警 察 署 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

地域交通安全活動推進委員及び交通警察モニター委嘱に伴う年齢枠の設定
に関する指針について（通達）

従来、地域交通安全活動推進委員及び交通警察モニター（以下「推進委員等」という。）の委嘱に当たっては、各々の委嘱要件を備えた者を警察署長が精査の上、適切な上申に配慮してきたところである。

特に、地域交通安全活動推進委員については、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営について（平成10年8月26日群本例規第20号）により、一部高年齢に踏み込んだ記述も認められるが、現状において60歳以上の構成率は、地域交通安全活動推進委員では76.9パーセント（265人中204人）、交通警察モニターでは55.4パーセント（489人中271人）といずれも高齢比率が高く、これまでの成果を評価する一方でバランス感覚を備えた組織の育成、柔軟かつ本来の意とする弾力的な活動の実現には、必ずしも十分とは言えない状況にある。

このような背景には、再任の恒常化による組織の硬直化の要因が強く、このまま推移すれば、組織そのものの形骸化、脆弱化に連動し、早急に対処しなければ、更なる負の連鎖が発生することも懸念される。

そこで、今後、推進委員等の委嘱に当たっては、業務の重大性にかんがみ、組織底辺の拡大による業務の活性化による、有機的な世代交代等を実現するため、次のとおり年齢枠に関する指針を設定したから、その運用に遺漏なきよう確実な推進に努められたい。

記

- 1 地域交通安全活動推進委員及び交通警察モニター委嘱に伴う年齢枠の設定
 - (1) 推進委員等の委嘱推薦に当たっては、別表「地域交通安全活動推進委員及び交通警察モニター委嘱に伴う年齢構成表」によるものとする。

ただし、地域交通安全活動推進委員の委嘱に当たっては、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営について（平成10年8月26日群本例規第20号）第1、2（4）に基づき、70歳以上の者を推薦する場合には、十分に的確性を判断すること。

(2) 年齢枠の設定は、推進委員等の底辺の拡大による組織の活性化、的確な各任務の遂行及び将来を見据えた組織基盤の確立にあることを認識すること。

2 運用上の留意事項

(1) 年齢枠の設定により、地区会長、副会長等の役員を待たず再任されない者も発生することが懸念されるが、推進委員等の会議で趣旨説明をするなど、次期委嘱に当たって混乱が発生しないよう、署長自らが早期に十分な説明をすること。

(2) 推進委員等の地区協議会の会則において、再委嘱されない者の措置として、相談役、顧問等の措置について検討するなど、過渡期の対応に配慮すること。

(3) 年齢枠の運用に当たって疑義が生じた場合には、交通部交通企画長を経て協議すること。

別表

地域交通安全活動推進委員及び交通警察モニター委嘱に伴う年齢構成表

	20～30歳代	40～50歳代	60歳代	70歳以上
地域交通安全活動推進委員	10%	40%	40%	10%
交通警察モニター	20%	40%	30%	10%